

【目次】

平成29年度税制改正大綱 天三町会の歩み — 4~5 法人会の活動 — 6~7 税務署だより — 8 都税事務所だより — 9 事務局だより — 10~11





本郷税務署

平成29年度 税制改正大綱 中小企業者に係る法人税の 軽減税率が延長される!

法人会の改正要望実現へ

政府は、平成28年12月22日に平成29年度税制改正大綱を閣議決定しました。 賃上げの促進や「攻めの投資」を支援するため、中小企業者について、法人税の 軽減税率の延長や所得拡大促進税制の拡充、研究開発税制の見直し等が盛り込 まれました。

法人税関係

■中小企業者に係る軽減税率の延長

中小企業者について、年800万円以下の 所得に係る法人税率を15%に軽減する措置 が2年間延長されます。

■所得拡大促進税制の拡充

中小企業者について、現行の支援措置(24年度からの給与増加額の10%税額控除)に加え、前年度比2%以上賃上げした企業は、前年度からの給与増加額の12%税額控除を受けることができます。これは、従来に比べて倍以上の税額控除となる可能性があり、中小企業者にとって朗報です。

■研究開発税制についての見直し

研究開発費(試験研究のための人件費や経費など)の一定割合(現行12%)を法人税額から控除する研究開発税制について、研究開発費の増加率が5%を超える場合には、最大17%まで控除割合を上乗せする仕組みが新たに導入されます。また、控除できる上限について、現行法人税額の25%までのところ、研究開発費の増加率が5%を超える場合には、最大10%上乗せ(最大35%まで)する仕組みも導入されます。

■中小企業向け設備投資促進税制の拡充

中小企業投資促進税制における生産性向 上設備に係る即時償却について、その対象 資産に全ての器具備品及び建物附属設備が加えられます。取得価額までの即時償却と、その取得価額の7%(中小企業者等は10%)の税額控除との選択適用が可能です。

■地域中核企業向け設備投資促進税制の創設

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正を前提に、一定の地域内に特定地域中核事業施設を新設又は増設した場合に、その設備投資について特別償却又は税額控除が認められます。

■確定申告書提出期限に関する延長特例の見 直し

法人が会計監査人を置いている場合、定款の定めなどを勘案して、各事業年度終了の日の翌日から4ヶ月を超えない範囲で申告期限が延長できます。従来に比べ1ヶ月の延長で、株主総会の時期などについて自由度が高まります。

所得税関係

■配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者がいる場合に適用する配偶者控除が次の通りとなります。なお、合計所得金額が1,000万円を超える者については、配偶者控除が適用できないことになります。

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象 配偶者	老人控除 対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

また、配偶者特別控除の対象となる合計所得金額は38万円超123万円以下に変更になります。(現行は38万円超76万円未満)この改正により、配偶者の給与収入額が150万円までは、38万円の控除が利用できる可能性があります。本改正は、平成30年分の所得税から適用されます。

■積立NISA制度の創設

非課税累積投資契約に対する非課税措置 (積立NISA制度)を創設して、従来のNISA制度と選択して適用することが可能となります。積立NISA制度の年間投資上限額は40万円で、非課税口座開設から20年間、その口座の配当等について所得税及び住民税が非課税となります。

相続税·贈与税関係

■事業承継税制の見直し

災害等の発生前に事業承継税制の適用を 受けていた会社又は受けようとしていた会 社については、被害の程度に応じて、雇用確 保要件を免除すると共に、災害の被害を受け た会社が破産等をした場合には、経営承継期 間内でも猶予税額が免除されます。

雇用確保要件について、相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数に100分の80を乗じて計算した数に端数が生じた場合に切り捨てることになります。現行は切り上げ計算でしたので、小規模企業にとっては、有利に計算される場合があります。

事業承継税制と相続時精算課税の併用が可能となります。事業承継税制は、雇用確保要件などで取消が大きなリスクでしたが、相続時精算課税と併用することで2,500万円の控除と税率が20%で済むことでリスクヘッジが可能となります。

基本的には平成29年1月1日以後に相続・贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。なお、一定の経過措置が講じられる予定で、それ以前の相続税又は贈与税についても対象になる可能性があります。

■国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し

国内に住所を有しない日本国籍を有する相続人に対する相続税の納税義務について、国外財産を課税対象外とする要件が、被相続人及び相続人が相続開始前10年以内のいずれの時においても国内に住所を有したことがないこととされました。現行は5年以内ですから、ずいぶん厳しい要件となります。本改正は、平成29年4月1日以後の相続又は贈与に対する相続税又は贈与税について適用されます。

その他

■タワーマンションに対する固定資産税・不動 産取得税

タワーマンション節税が問題視されていることを受けて、タワーマンションについての固定資産税・不動産取得税について、単純な面積による計算ではなく取引単価に応じた補正を行うことになりました。一般的に上層階は増税、下層階は減税されることになります。

■車体課税の見直し

自動車重量税については、燃費基準を見直し2年間延長されます。また、自動車取得税に対するエコカー減税、自動車税におけるグリーン化特例についても、燃費基準を見直し2年間延長されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎 TEL: 03-5363-5958 FAX: 03-5363-5449

HP: http://www.iida-office.jp/

東京法人会連合会

あれこれ思い出放談 (Ⅲ)

天三町会の歩み

- 賑わいを取り戻したが人情味が薄らいだ -

(文京区湯島3丁目33番~湯島3丁目38番、湯島3丁目42番~湯島3丁目47番)



塚原 喜三郎 (常任理事)



鈴木 信子 (常任理事)



内保 留七 (常任相談役)



佐藤 要一 (天三町会会長)



田邉 泰治 (天三町会副会長)

■賑わいを取り戻したが人情味が薄らいだ

佐藤 戦争が終わり、街もどんどん変わってきましたね。

田邊 私は小学校の二年のときに疎開し、四年のときに地元に帰ってきましたが、当時の住まいは長屋でしたから、隣とは板一枚で仕切られていました。仕切りに穴があいていると、隣の煙が入ってきてね。

佐藤 しかし、少しずつ復興して、街もどんどん変わっていきました。

鈴木 私の主人は学生時代からテニスが大好きで、国体で優勝したり、文京区の体育協会ができたときには初代の理事長をやりました。お酒もよく飲みました。テニスで全国を飛び回りましたが、戦争から平和な社会になったのよね。

塚原 就職難でしたが、私の家では王子製紙に 布団を収めさせてもらいました。おかげで、王子 製紙の岩風呂に入れてもらってうれしかったね。

田邊 不忍池が凍ったり大雪が降ったこともあったな。

塚原 そうそう、スキーを買って滑ったんだよね。 鈴木 大きな台風もあったわ。池の水があふれて 広小路まで来ましたからね。ボートのオールが流 れてきて鯉が街のなかを泳いでいましたよ。

内保 私の家も床下浸水したな。

塚原 当時は、下水道が水を飲みこめないんですよ。 **鈴木** 下水処理がしっかりしていませんでしたか らね。

佐藤 その当時、ゴミ箱は黒く塗った木製のもので、それを外に置いておきましたから、道路が川に

なってどんどん流されましてね。

佐藤 花柳界もなくなりましたね。

鈴木 戦火で焼けて、戦前の賑やかな面影はなくなりましたが、戦後も10年くらいは華やかさがありましたよ。

田邊 何年ごろまでありましたかね。

塚原 昭和三十五年ころまででしょうか

佐藤 野沢さんが町会長をやっていらしたころまででしょうかね。

鈴木 戦前のように深夜まで営業ができませんし、芸をやる芸者さんもいなくなりました。年齢制限もできましたからね。昔は一二、三歳のときから芸を仕込んで一人前の芸者に育てましたが、戦後、東京では一八歳以上ではないと雇ってはいけないことになりました。一八歳になった子に踊りや三味線を覚えなさいといっても無理ですし、とてもきびしい修業ですから、芸者になる人も少なくなっていったんですよ。パーティをやるにしても、コンパニオンに依頼することが多くなったし、そのほうが安上がりですから、ますます花柳界はすたれていきましたね。

田邊 花柳界がすたれていくのとキャバレーが流行るのとは交叉しているね。

塚原 そうかもしれないね。

鈴木 今も三味線屋さんがありますが、長唄や小唄などをやっている人たちがお客さんになっているんじゃないかしら。歌舞伎や花柳界が華やかでないと、商売も繁盛しませんよ。花柳界がなくなったことで町の風格もずいぶんかわりましたもんね。

■新しい時代は若者たちに担いでほしい

塚原 キャバレーやスナックが増え、東南アジア系の外国人の姿も多くなっていきましたからね。

鈴木 花柳界の話なんか、今ではまったく通らなくなってしまいました。仕事や生活に余裕がなくなったんですね。

内保 花柳界がなくなったことで、町には粋な雰囲気や落ち着きもなくなってしまったね。

田邊 まだ、わが町内会はいいほうじゃないですかね。

塚原 しかしね。下町情緒はないもんね。

田邊 他の地域とくらべれば、まだ近所づき合いが多いんじゃない。昔はよその家にもずかずか上がっていったもんね。

鈴木 そんなことは今できないですよ。昔は礼儀もちゃんとしていましたが、それもなくなりましたね。

塚原 だんだん気軽に遊びに行ける家が少なくなったよ。昔は、どこの家にもずかずかと上がっていましたが、今はそんな家は三、四軒です。さびしいわ

鈴木 近所同士でもそんなことなくなりましたね。

田邊 お嫁さんが怖かったりしてね。(笑い)

塚原 若い人もわれわれの話をなかなか聞いてくれないしね。コミュニケーションとやらはどこに行ってしまったのかね。まだ、古い人が祭りなどでも頑張っているから町会もやっていけるが、やはり、いいところは若い者に残してほしいよ。

鈴木 このへんは、何をやるにしても町会がメインでやってきました。その長い間の伝統はありますよね。

塚原 そう、あまり悲観しないほうがいいね。いい伝統を継ぐ人はかならず出てくるものですよ。そんなもんですよ。立派な会館もあるし、うまく利用すればきっと襷は伝わると思うよ。

鈴木 昔に戻るなんていうことは永久にないですが、やはり心の故郷というのはだれでももっていますからね。

塚原 そういう意味ではお祭りの神輿はシンボルだよ。





▲ 歴史を刻み、明日に向かう我が街

佐藤 そうそう、お祭りは老若男女を問わない共通の趣味なんです。地元に住んでいなくても、関わった人たちは、その年のお祭りが終わっても、来年にしっかり心がつながっているんですよ。

田邊 たしかに、家族といっしょに町内に住んでいる家庭はとても少なくなりましたが、お祭りとなると、地元に帰ってくるというのはとてもうれしいよな。お嫁に行った子でも、ここで生まれ育ったとなると話も弾むしね。

鈴木 なんらかの形で引き継がれていくと思うわ。 町会の三十周年、海保さんが会長のときに、飾り のお神輿をいただいたのは、今も家に箱に入れた ままきれいにしてあるわ。有名な職人がつくったも のだそうですよ。

塚原 私も布団職人だったからね。昔は針の糸もスッキリ通ったもんだが、今はなかなかと通らなくなってさ。くやしいよな。

鈴木 この前、地震があったとき、街で塚原さんと偶然会ったわね。そのとき私は「もう年だから、どうなってもいいわ」と言ったら、塚原さんは「お姉さん! そんなときは俺が助けに行くからさ」と言ったのよ。やはり下町の人情はいいわよね。その一言が、昔からの機微というか、冗談でもそんな気持ちが伝わってきてうれしかったわ。(笑い)

塚原 コミュニケーションがなくなると町も殺伐となって犯罪も多くなるよね。みんな顔見知りでいつも話しているのなら、悪いことはできないよ。

内保 そうですよ。下町の粋を後世までつながなくてはね。

佐藤 今日思い出話に花が咲きました。ありがとうございました。若い人たちに期待しましょう。

(天三町会75周年記念誌(平成17年1月思い出放談)より掲載 の為、内容が一部現在とは異なるところがあります。) 資料提供:小能大介氏

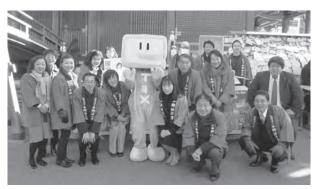
※ 法人会では地域に密着した興味や関心を引くような記事を募集しておりますのでご寄稿ください。

(次号へ続く)

湯島天満宮境内で確定申告の広報活動と街の美化活動 -女性部会・青年部会-

女性部会(山中部会長)と青年部会(塙部会長) が確定申告の広報活動と併せて湯島界隈の美化活動を2月15日(水)、午前11時より実施した。

当日は「第60回梅まつり」の期間中で大勢の 観梅客で賑わう中、松林署長以下幹部の方々も参 加されマイナンバーや確定申告のチラシ、文京区 観光ガイドマップなどを配布した。



▲ 松林署長(イータ君の右)・幹部の方と記念撮影をする役員方



▲ 配布物の準備をする役員方



▲ 街の清掃をする塙部会長(右)と利根川前会長のご子息芳明さん

青年部会が租税教室を区内小学校で開催 -駒本小学校と湯島小学校-

青年部会(塙部会長)は文京区内の各小学校に訪問し、小学校6年生児童を対象とした租税教室を実施した。租税教室では租税教育用DVDを鑑賞し税金の必要性を学んでもらい、パネルを使い身近な消費税を題材に税金のながれについて解りやすく説明した。

また、班ごとの税金クイズも実施し、優勝した班には税務署より借りた1億円のレプリカで1億円の 重さを感じてもらった。



▲ 湯島小学校 山元幹事



▲ 本郷小学校 塙部会長(左)小安副部会長



▲ 駒本小学校 時岡部会員(左)吉田副部会長

社会貢献活動の一環として「献血活動」

女性部会(山中部会長)と社会貢献研修委員会(増田委員長)が1月17日(火)午前・午後に東京都赤十字血液センターと共催で文化シヤッター(株)のご協力の下、同BXホールに於いて実施した。同社は様々なCSR活動を行なっており、当日は社員の方々や法人会会員企業の方々にも多数ご協力を頂いた。

【献血にご協力を】

病気やけがの治療のために、日本国内では毎日約3,000人もの患者が輸血を受けています。しかし、輸血に必要な血液製剤は人工的に造れないうえ、長期間の保存もできないため、血液製剤を常に確保しておくには年間を通じた継続的な献血へのご協力が不可欠です。

しかし、少子高齢化の影響などによって、将来、延 べ献血者約85万人分の血液が不足するおそれがあ ります。献血は身近にあるボランティアです。若者 世代をはじめ、多くの皆さんによるご理解とご協力 をお願いします!



▲ 受付をする上田委員(左)と飯村女性部会副部会長



▲ 献血キャラクター

「フラワーアレンジメント教室」を開催

女性部会 (山中部会長) が 12月13日 (火)、午後6時より湯島天満宮 「梅香殿 | に於いて「フラワーアレンジメント教室 | を開催した。

毎年、12月に開催している教室ですが、毎回参加しても飽きることがないよう、趣向を変えて花器やアクセサリーを用意しています。 (女性部会では部会員を募集しております。詳しくは事務局

山村まで 3812-0595)



▲ 完成したフラワーアレンジメント



▲ 講師を務めて頂く(有)宮田花店の方々



▲ あいさつをする山中女性部会長

平成 29 年度国税専門官募集

Pride of the Specialist~公平な世の中を創る、志~

適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の 専門知識を駆使し、適正な課税を維持し、また租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受 験 資 格 1 昭和62年4月2日~平成8年4月1日生まれの者
 - 2 平成8年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成30年3月までに大学を卒業する 見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇ 申 込 手 続 1 インターネット申込み (原則、インターネット申込みとなります。)
 - (1) 受付期間 平成 29 年 3 月 31 日 (金) 9 時 ~平成 29 年 4 月 12 日 (水) [受信有効]
 - (2) 受験案内 (インターネット申込用) 交付期間 平成29年2月1日 (水) ~平成29年4月12日 (水) 9時~17時 (土・日曜日及び祝日を除く。)
 - (3) 受験案内(インターネット申込用)交付場所 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所) (注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。 [http://www.jinji.go,jp/saiyo/saiyo.htm]
 - 2 インターネット申込みができない場合(受験申込書を郵送又は持参)
 - (1) 受付期間

までお尋ねください。

平成29年3月31日(金)~平成29年4月3日(月) [平成29年4月3日(月)までの通信日付印有効]

- (2) 受験申込書・受験案内(郵送・持参申込用)交付期間 平成29年2月1日(水)~平成29年4月3日(月) 9時~17時(土・日曜日及び祝日を除く。)
- (3) 受験申込書・受験案内(郵送・持参申込用)交付場所 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
- ◇ 試 験 日 第1次試験 平成29年6月11日(日)第2次試験 平成29年7月12日(水)~平成29年7月19日(水)のうち

指定された日時 (注)詳細については、お気軽に本郷税務署総務課(Tm. 03-3811-3171 内線312)

4月から固定資産税に係る土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

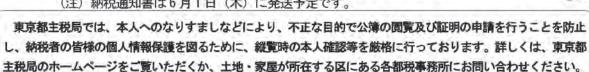
- ▶ 縦覧期間 平成29年4月3日(月)から6月30日(金)まで(土・日・休日を除く)
- 縱覧時間 9時~17時
- ◆ 縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
 - <縦覧できる方>

平成29年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

<縦覧できる内容>

所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)

(注)納税通知書は6月1日(木)に発送予定です。



自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか?



自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている 所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続きが必要です。お早めに、 管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませください。

- ◇ 自動車を譲渡したとき:平成29年3月31日(金)までに「移転登録」をお済ませください。
 - ★ 移転登録の手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。
- ◇ 廃車等で自動車を使わなくなったとき:速やかに「抹消登録」をお済ませください。
 - ★ 抹消登録の手続きがお済みでないと、廃車したはすの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続に関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000007.html

【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 9時~17時(土・日・休日を除く)

地方税はインターネットでラクラク申告!

電子申告をご利用ください 地方税ポータルシステム



eLTAX イメージキャラクター エルレンジャー



詳しくはこちらから

eLTAX ホームページ

エルタックス



http://www.eltax.jp/

【ご利用の手続についてのお問い合わせ】 ヘルプデスクTe0570-081459 (ハイシンコケ)

(上記電話番号でつながらない場合Ta03-5500-7010) 9:00~17:00(土・日、祝祭日、年末年始を除く)

事務局だより

-新会員のご紹介-



● キッズメディカル(株)本郷 2-27-12医療機器製造・販売	5615-8822
② 行政書士フェリシア法務事務所 本郷 1-5-17 三洋ビル 62 号 行政書士業	080-7205-7788
③ フルクラム 湯島 3-34-6 湯島スクウェアビル 7F 人材紹介・派遣事業	6803-0481
◆ 松尾千代田法律事務所 千代田区神田須田町 1-19-3F 弁護士	5209-0120

6801-5105

~国や地方公共団体は税を使って どのような活動をしているのだろうか~

法人会では税制改正要望を通して社会保障と税の一体改革を考えます

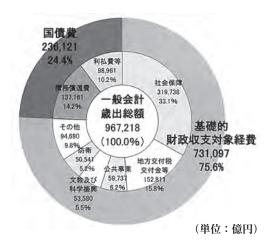
私たちの身の回りには、国や地方公共団体(都道府県、市町村)による「公共サービス」や「社会資本(公共施設)」があり、これらを提供するために税金が使われています。税金は私たちが生活していくための、いわば「会費」といえます。

(1) 歳出内訳

国の一般会計歳出では、社会保障関係費や国債費が年々増加している一方、その他の政策的な経費(公共事業、教育、防衛等)の割合が年々縮小しています。

国債の元利払いに充てられる費用(国債費)と社会保障関係費と地方交付税交付金等で歳出全体の7割以上を占めています。

当初予算(平成28年度)



(2) 歳入内訳

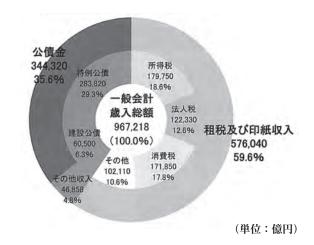
5 公益財団法人かんぽ財団

公益サービス

本郷 3-19-4 本郷大関ビル 8F

平成28年度一般会計予算における歳入のうち税収は約58兆円を 見込んでいます。本来、その年の歳出はその年の税収や税外収入 で賄うべきですが、平成28年度当初予算では歳出全体の3分の2程 度しか賄えません。この結果、残りの3分の1程度を公債金すなわ ち借金に依存しており、これは将来世代の負担となります。

当初予算(平成28年度)



- ※「基礎的財政収支対象経費」とは、歳出のうち国債費を除いた経費のこと。当年度の政策的経費を表す指標。
- ※「一般歳出」(= 「基礎的財政収支対象経費」から「地方交付税交付金等」を除いたもの) は、当初予算では578,286(59.8%)。 うち社会保障関係費は約55%。

第2次補正後予算では621,328(62.1%)。うち社会保障関係費は約52%。

(平成28年10月 財務省資料より)

公益社団法人本郷法人会 第6回 通常総会のご案内(予定)

日時 平成29年 6月6日(火)

午後4時開始(受付開始:午後3時30分)

場所・東京ガーデンパレス

文京区湯島1-7-5 電話 3813 - 6231

第1部

通常総会 午後4時より

決議事項: 第1号議案 平成28年度決算報告承認の件

第2号議案 任期満了に伴う役員改選承認の件

報告事項:①平成28年度事業報告

②平成29年度事業計画報告

③同、収支予算報告

第2部

懇 親 会 午後5時30分予定

会 費:7,000円(参加者のみ)

※総会招集通知については、5月初旬に通常総会議案書と同封してお送り致しますので、必要事項をご記入いただき、ご返送をお願い致します。また、やむを得ない理由によりご欠席される会員の方は、委任状の提出につきましてご協力を程よろしくお願い致します。

お知らせ

インターネットセミナー【映像コンテンツを視聴することで、様々なセミナーを受講したり経営情報が取得できるサービス】がスマートフォン・タブレットで視聴できます。現在は当初の6倍近い800回のアクセス数があります。是非、アクセスしてみてください。

なお、視聴には以下の2つのソフトウェアをインストールする必要があります。

SOD Supporter (無料) +VLC for Android (無料)

http://www.esod-neo.com/seminar_detail.php

3月号編集後記

第60回湯島天神「梅まつり」期間中の2月19日(日)に境内特設舞台に於いて、今年で3回目となった「イータ君」と「くまモン」「上天草四郎くん」のステージショーが行われた。当日は家族連れや地方からの参拝者で境内は大賑わいとなった。この企画は、第9代会長の利根川政明前会長が梅まつり実行委員長をお務めの時に発案された行事で「イータ君」と「くまモン」が共に納税に関するPRを行うステージショーを企画したのは、本郷法人会が全国で初めてとのことでした。今年から父上の意志を継ぎご長男の利根川芳明氏も梅まつり実行委員として企画実現に尽力された。この企画を通して「継承」がなされてゆく様子を目の当たりにした日でした。(小能大介記)

■ 平成 29 年 3 月号 (No.473) 発行所 公益社団法人 本郷法人会 発行人: 広報委員長 松下 和正 〒 113-0033 文京区本郷 3-26-8 数寄屋ビル 2 階 電話 3812-0595 FAX 3815-2401

優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切にする経営者の皆さまのために 社外で安心の積立を



東法連 特定退職金共済制度



東法連特退共制度の5つの魅力

- 1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- 2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
- 3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
- 4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
- 5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- ●東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- ●所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、 現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- ●東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

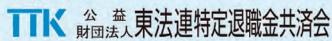
○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-27-9-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・お問い合わせは



〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内 TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642 http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp



